

付 議 第 1 号

博物館に相当する施設の指定の取消しに関する議案

博物館法施行規則（昭和 30 年文部省令第 24 号）第 25 条の規定により報告のあった下記施設の博物館に相当する施設の指定の取り消すことについて、議決を求めます。

記

施設の名称：龍河洞博物館

所 在 地：高知県香美市土佐山田町逆川 1434

設置者の名称：公益財団法人龍河洞保存会

住 所：高知県香美市土佐山田町逆川 1424

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(32) 博物館を登録し、又は登録を取り消すこと及び博物館に相当する施設を指定し、又は指定を解除すること。

教 育 委 員 会 告 示

高知県教育委員会告示第 号

博物館法（昭和26年法律第285号）第31条第2項の規定に基づき博物館に相当する施設としての指定を令和 年 月 日に取り消したので、同条第3項及び高知県博物館の登録に関する規則（令和5年高知県教育委員会規則第6号）第6条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和 年 月 日

高知県教育長 今城 純子

設置者の 名称	設置者の住所	施設の名称	施設の所在地
公益財団 法人龍河 洞保存会	香美市土佐山田 町逆川1424	龍河洞博物館	香美市土佐山田 町逆川1434

高知県教育委員会告示

○博物館に相当する施設の指定の取消し（教育委員会
事務局生涯
学習課）

龍河洞博物館の博物館に相当する施設の指定の取消しに関する議案説明

1 龍河洞博物館(以下「本博物館」)のこれまでの経緯

S34 年 7 月	(公財)龍河洞保存会を設置者として本博物館がオープン 龍河洞内で発見された弥生時代の土器をはじめ、洞内に生息する生物、龍河洞周辺の植物標本、龍河洞の解説などの資料を展示し、観光客等に無料で公開(必要経費は龍河洞本洞の入洞料等から工面)
S39 年 3 月	本博物館が「博物館に相当する施設」として指定を受ける
H20 年代～	入洞者の減少に伴う財務状況の悪化等により、本博物館に「学芸員に相当する職員」が配置されなくなる
R 5 年 4 月～	博物館法(以下「法」)改正により、法第 31 条第 1 項に規定する「博物館に相当する施設」のみなし指定施設となる 今後も「学芸員に相当する職員」の配置が困難なことから、(公財)龍河洞保存会が、本博物館を法の位置づけのない「博物館類似施設」として管理運営する方針を定める
R 7 年 5 月	(公財)龍河洞保存会理事会において、本博物館を「博物館類似施設」として管理運営していくことを決議
R 7 年 6 月	理事会の上記決議を受け、(公財)龍河洞保存会から高知県教育長に「博物館に相当する施設」の要件喪失報告があった

2 本博物館の現状

改正前の博物館法施行規則第 20 条第 1 項の指定要件	現状
一 博物館の事業に類する事業を達成するために <u>必要な資料を整備していること。</u>	適
二 博物館の事業に類する事業を達成するために <u>必要な専用の施設及び設備を有すること。</u>	適
三 <u>学芸員に相当する職員がいること。</u>	否
四 一般公衆の利用のために <u>当該施設及び設備を公開すること。</u>	適
五 一年を通じて <u>100 日以上開館すること。</u>	適

3 指定の取消し後の本博物館の運営

博物館法に規定する「博物館に相当する施設」ではなくなるが、今後も、博物館と同種の事業を行う「博物館類似施設」として、龍河洞に関する資料の展示、保存及び管理が行われる。

なお、指定の取消しによる龍河洞本洞への影響はなく、引き続き、本洞の管理等が行われる。

■博物館登録制度の概要及び県内施設の登録・指定状況

博物館とは		歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（公民館・図書館を除く）のうち、法の規定による登録を受けたもの（博物館法第2条）		
		登録博物館	博物館に相当する施設 (指定施設)	類似施設
概要		資料を収集し、保管（育成含む）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その調査研究をすることを目的とする機関のうち、博物館法第11条に規定する登録を受けた施設	博物館の事業に類する事業を行う施設として都道府県教育委員会の指定を受けた施設（博物館法第31条）	博物館法上の規定はないが、博物館と同種の事業を行う施設 【社会教育調査上の分類】
登録要件／指定要件	設置主体	地方公共団体、一般・公益社団・財団、宗教法人等 + 【R4改正】地方独立行政法人や会社等の民間法人も可能	制限なし	—
	その他	館長・学芸員の必置 年間150日以上の開館 等	学芸員相当職の必置（司書、社会教育主事、博物館に類似する施設・団体で関連業務に従事する職員等） 年間100日以上の開館 等	—
審査		必要	必要	—
県内施設 (R7年4月時点)		6施設	12施設	30施設
		☐ 公益社団法人桂浜水族館★ ☐ 安芸市立書道美術館 ☐ 高知県立歴史民俗資料館 ☐ 高知県立美術館 ☐ 佐川町立青山文庫 ☒ むろと廃校水族館 （むろと海の学校）	☐ 龍河洞博物館★ ☐ わんぱくこうちアニマルランド ☐ 宿毛市立宿毛歴史館 ☐ 香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアム ☐ 安芸市立歴史民俗資料館 ☐ 高知県立牧野植物園 ☐ 横山隆一記念まんが館 ☐ 香美市立美術館 ☐ 高知市立自由民権記念館 ☐ 高知県立のいち動物公園 ☐ 高知県立高知城歴史博物館 ☐ 高知県立坂本龍馬記念館	・ 県立文学館 ・ 県立埋蔵文化財センター ・ 県立足摺海洋館 他27施設

□：みなし登録・みなし指定の施設

■：法改正後に登録・指定した施設

★私立博物館

みなし：博物法改正前に登録又は指定を受けていた施設で、改正後の登録又は指定を受けたものとみなされているもの。みなしを解除するためには登録の再申請または指定の要件確認を受ける必要がある。

博物館に関連した法令（抜粋）

○博物館法

第五章 博物館に相当する施設

第三十一条

- 1 略
- 2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設（以下この条において「指定施設」という。）が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。
- 3 第一項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない
- 4～6 略

○博物館法施行規則

（指定の審査）

第二十四条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、前条第一項の指定申請書の提出があつたときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

- 一 当該施設の設置者が、その設置する博物館について法第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第三十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。
- 二 当該施設における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。
- 三 当該施設における職員の配置が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。
- 四 当該施設の施設及び設備が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。
- 五 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
- 六 一年を通じて百日以上開館すること。

2・3 略

（報告）

第二十五条 法第三十一条第一項の規定に基づき文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会が博物館に相当する施設として指定した施設（以下「指定施設」という。）が前条第一項に規定する要件を備えなくなつたときは、直ちにその旨を、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつて

が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県教育委員会に、それぞれ報告しなければならない。

（指定の取消し）

第二十七条 法第三十一条第二項に規定する指定施設の指定を取り消すことができる事由は、次のとおりとする。

- 一 博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと法第三十一条第一項の規定による指定をした者が認めるとき。
- 二 偽りその他不正の手段により法第三十一条第一項の規定による指定を受けたとき。
- 三 第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 前条の規定による文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の求めに対して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附 則 （令和五年二月一〇日文科省令第二号） 抄

第一条 略

（経過措置）

第二条 博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条第六項の規定により、改正法による改正前の博物館法第二十九条の指定を受けている施設で、改正法による改正後の博物館法第三十一条第一項の指定を受けているものとみなされるもの（文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会が、この省令による改正後の博物館法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第二十四条第一項の要件を備えていると認めるものを除く。以下この条において「みなし指定施設」という。）についての新規則第二十五条の規定の適用については、同条中「前条第一項」とあるのは、「前条第一項（令和十年三月三十一日までの間は、博物館法施行規則の一部を改正する省令（令和五年文科省令第二号）による改正前の博物館法施行規則（次条において「旧規則」という。）第二十條）」とする。

2 略

3 みなし指定施設についての新規則第二十七条の規定の適用については、同条第一号中「法第三十一条第一項」とあるのは、「旧法第二十九条」とする。

4 略

○高知県博物館の登録に関する規則

（登録の公表等）

第6条 教育委員会は、法第14条第2項、第15条第2項、第19条第3項及び第20条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を告示するものとする。

- (1) 法第11条の規定による登録をしたとき。
- (2) 法第15条第1項の規定による変更の届出があつたとき。
- (3) 法第19条第1項の規定による登録の取消しをしたとき。
- (4) 法第20条第1項の規定による廃止の届出があつたとき。

2 前項の規定は、法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設としての指定をし、又は同条第2項の規定により博物館に相当する施設としての指定を取り消したときにおける同条第3項の規定による公表について準用する。

3 略